



議案第八九号

職員の特殊勤務手当に關する条例の一部を改正する条例について

職員の特種勤務手当に關する条例の一部を別紙のように改正する。

昭和四十二年十二月二十五日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和四拾貳年拾貳月五日 原案可決

三朝町議會議長 矢田秀雄

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十六号）の一部を

次のとおり改正する。

第二条に次の事項を加える。

セ 農業経済業務に従事する職員の特殊勤務手当

ハ 現出賃国民年金業務に従事する職員の特殊勤務手当

第十一条を第十三条とし、第十条の次に次の二条を加える。

（農業経済業務に従事する職員の特殊勤務手当）

第十一条 農業経済業務に従事する職員の特殊勤務手当は、農業経済掛金の徴収のため出張し、徴収事務に従事した時間が一日につき三時間をこえたときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務一日につき当該職員の受ける給料月額額の二十五分の一に百分の二十の割合を乗じて得た額とする。ただし支給月額額は当該職員の給料月額額の百分の十をこえてはならない。

(拠出制国民年金業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第十二条 拠出制国民年金業務に従事する職員の特殊勤務手当は、拠出制国民年金の保険料徴収にあたり前条の規定を準用する。

附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和四十二年十一月一日から適用する。